

受託人件費単価に係る規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社ベルシステム24（以下「当社」という。）が国、地方公共団体その他の公共機関から業務等の委託又は補助を受けて当該業務を実施するに当たり、受託人件費単価の基準を定めることを目的とする。

(受託人件費単価の基準)

第2条 受託人件費単価の基準については、下表に掲げる通りとする。

| 職務区分     | 職務レベル及び役割   | 日額単価<br>(税別) | 時間単価<br>(税別) |
|----------|---|--------------|--------------|
| 管理者      | 担当業務領域全般に精通する者。担当業務の責任者として従業者を指揮・指導し、担当業務全般の責任を担う。                | 48,960 円     | 6,120 円      |
| スーパーバイザー | 担当業務領域に精通する者。担当業務のリーダーとして管理者を補佐するとともに、コミュニケーターを指揮・指導し業務遂行する役割を担う。 | 35,200 円     | 4,400 円      |
| コミュニケーター | 担当業務領域での十分な遂行実績が認められる者。上位職務者の指揮命令の下で業務遂行する役割を担う。                  | 24,800 円     | 3,100 円      |

※職務区分の名称に関し、具体的な担当業務において上記の職務レベル及び役割に相応する別の名称が用いられる場合においても、当該職務レベル及び役割に応じた職務区分の基準を準用する。

※上記基準は標準的な業務の単価基準であり、実際に受託する担当業務の難易度、業務量等を勘案して増減することがある。

※委託者の事情により、担当業務の実施時間帯が法定労働時間外となる場合、労働基準法に基づき、1日8時間超又は1週40時間超においては1.25倍、また1ヶ月60時間超においては1.5倍の割増単価が適用されることがある。

(規定の公表)

第3条 この規定は、情報資産の機密区分を「一般」レベルとして取り扱われるものとし、合理的かつ適切な方法により公表されることとする。なお、第三者からこの規定の開示を求められた場合には、速やかにこの規定の写しを提供する。

(改廃)

第4条 この規定は、代表取締役により改廃される。

附則

(適用期日)

この規定は、令和3年1月1日から適用する。

令和5年1月23日 規定内容を変更せずに更新する。

以上